

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

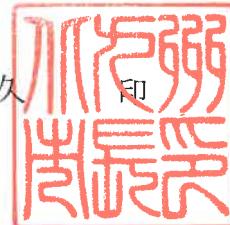
住 所 北九州市若松区南二島五丁目 6 番 1 号

氏 名 株式会社 ふたじま不動

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 5年 9月 10日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 9月 9日

### 1 事業の範囲

#### 積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、鉱さい、がれき類、ダスト類

以上16種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

#### 積替え又は保管を含む

紙くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類  
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市若松区南二島五丁目 495 番 43

面 積：29.4 平方メートル

産業廃棄物の種類：金属くず、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
以上4種類

### 3 許可の条件

生活環境保全上、支障のないよう措置を講ずること。

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 9月 10日 新規許可 令和 5年 9月 10日 更新許可

### 5 積替え許可の有無 記載なし

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。